

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ロシアの“proxy”（代理）に関する議論：ドンバスにおける二つの「人民共和国」と民間軍事会社をめぐって
他言語論題 Title in other language	Arguments on Russian Proxies in Donbas: Two "Democratic Republics" and Private Military Companies
著者 / 所属 Author(s)	樋山千冬
書名 Title of Book	ロシアによるウクライナ侵略をめぐる諸問題：総合調査報告書
シリーズ Series	調査資料 2023-3 (Research Materials 2023-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2024-3-14
ページ Pages	25-39
ISBN	978-4-87582-921-8
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	ウクライナ東部ドンバス地方における「ドネツク人民共和国」、「ルハンスク人民共和国」、民間軍事会社といったロシアの代理 (proxy) とみなされる主体に関する議論を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ロシアの“proxy”（代理）に関する議論

—ドンバスにおける二つの「人民共和国」と民間軍事会社をめぐって—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課長 樋山 千冬

目 次

はじめに

I 国際法からみる代理戦と DPR・LPR

- 1 国家責任法の観点から
- 2 武力行使禁止原則（jus ad bellum/ jus contra bellum）、不干渉原則との関係
- 3 武力紛争法（jus in bello、国際人道法）の観点から

II オランダ国内裁判所及び欧州人権裁判所による司法判断

- 1 主な経緯
- 2 オランダ デンハーグ地方裁判所によるマレーシア航空機撃墜事件に関する判決
- 3 欧州人権裁判所によるウクライナ及びオランダ対ロシアの受理可能性に関する決定
- 4 評価

III 国際政治学による議論

- 1 DPR と LPR の位置づけ
- 2 民間軍事会社の位置づけ

おわりに

キーワード：ロシアによるウクライナ侵略、ロシア・ウクライナ戦争、ドンバス紛争、マレーシア航空機撃墜事件、全般的支配

はじめに

本稿の目的は、近年の紛争を特徴づけるとされる代理戦（proxy warfare）⁽¹⁾の概念に着目し、2014年春からロシアによるウクライナに対する2022年2月24日の全面侵攻に至るまでのウクライナ東部ドンバス地方におけるドネツク人民共和国（Donetsk People's Republic: DPR）・ルハンスク人民共和国（Luhansk People's Republic: LPR）、民間軍事会社（Private Military Companies: PMCs）といったロシアの代理（proxy）とみなされる主体（actorあるいは存在 entity）に関する議論を紹介することである。ロシアの主張するところによる「特別軍事作戦」の理由の一つは、DPR・LPRの要請に基づく集団的自衛権（国際連合憲章第51条）の行使であるというものであったが⁽²⁾、国際社会の受容するところとはならなかった⁽³⁾。国際政治の局面においては、DPRとLPRはロシアがウクライナに対する影響力を行使するための代理としての役割を持っていたと考えられている。また、ドンバス地方において、ロシアとのつながりを持つ民間軍事会社もロシアの代理として機能していたと考えられている。こうした主体とロシアとの関係について明らかにすることは、ロシアのウクライナ侵略について理解する前提の一つと考えられる。

I 国際法からみる代理戦と DPR・LPR

国際法の観点からは、代理戦について一意の定義は見当たらないが、2013年に *Proxy warfare* を刊行したマムフォード（Andrew Mumford）ノッティンガム大学教授は、戦略的帰結に影響を与えようとする第三者が間接的に関与する行為であり、利益、イデオロギー及びリスク評価に基づき、直接関与するよりも好ましい戦略的な成果を得られる場合に代理戦に訴えるとし、現代戦の永続的な特徴であると述べる⁽⁴⁾。代理戦においては、支援者（sponsor）は代理

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和6（2024）年1月5日である。

- (1) e.g. Vladimir Rauta, "Proxy warfare and the future of conflict: take two," *The RUSI Journal*, 165(2), 2020.3, pp.38-47. 包括的なレビューとしては例えば、Abbas Farasoo, "Rethinking proxy war theory in IR: a critical analysis of principal-agent theory," *International Studies Review*, 23(4), 2021.12, pp.1835-1858. 類似の議論としては、David H. Ucko and Thomas A. Marks, "Violence in context: mapping the strategies and operational art of irregular warfare," *Contemporary Security Policy*, 39(2), 2018, pp.206-233; Andreas Krieg and Jean-Marc Rickli, *Surrogate warfare: the transformation of war in the twenty-first century*, Washington D.C.: Georgetown University Press, 2019.
- (2) UN Doc. A/76/740-S/2022/179, 7 March 2022, Annex I, Annex II. <<https://undocs.org/A/76/740>>
- (3) 国際連合総会は3月2日に決議「ウクライナに対する侵略」を採択し、国際連合憲章第2条第4項（武力行使禁止原則）に違反するロシアのウクライナに対する侵略（aggression）と認定した。UN Doc. A/RES/ES-11/1, 18 March 2022. <<https://undocs.org/A/RES/ES-11/1>> 説明としては差し当たり次の資料を参照。上原有紀子・島村智子・青井佳恵「ロシアによるウクライナ侵攻と国際法（上）国連の枠組みを通じた対応」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1229号, 2023.3.29. <<https://doi.org/10.11501/12767598>>; 同「ロシアによるウクライナ侵攻と国際法（中）武力行使禁止原則・国際裁判の活用」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1230号, 2023.3.29. <<https://doi.org/10.11501/12767600>>
- (4) Andrew Mumford, *Proxy warfare*, Cambridge: Polity Press, pp.1-2. なお、マムフォードは、カール・ドイチュ（Karl Deutsch）による代理戦の定義である「二つの強国により第三国において戦われる。当該国の国内問題に擬され、当該国の人的資源や他の資源、領域を圧倒的な外国の目的や戦略のために用いる」（Karl W. Deutsch, "External involvement in internal war," Harry Eckstein, ed., *Internal war: problems and approaches*, New York: Free Press of Glencoe, 1964, p.102.）について、冷戦構造の影響ゆえとしつつ、非国家主体の役割を無視するものだと批判し、冷戦期においても代理戦の多くは現地における緊張関係がもともと存在していなければ生じえなかったとする。Andrew Mumford, "Proxy warfare and the future of conflict," *The RUSI Journal*, 158(2), 2013.4, p.40. ラウタ（Vladimir Rauta）レディング大学講師によると、代理戦に関する考え方は冷戦期から変遷しており、代理戦の

(proxy) に対して、避難場所の提供、武器の供与、資金供与、訓練の実施、情報の提供、作戦の立案、政治的な援護等といった支援を与える⁽⁵⁾。こうした側面に着目すれば、国際法上、支援者と代理の関係は次のような観点から捉えられる。第一には、代理による国際法に違反する行為（国際違法行為）の責任を支援者である国家に帰属させることができるかという国家責任法の問題、第二に、ある国の領域内で生じている武力紛争⁽⁶⁾に他の国が代理を通じて関与することは、国際法上の武力行使禁止原則（*jus ad bellum/jus contra bellum*）又は不干渉原則に抵触するかという問題、第三に、武力紛争における戦闘員の地位や敵対行動の原則等について定める武力紛争法（*jus in bello*. 国際人道法ともいう）に照らして代理と支援者との関係はどのように判断されるかという観点である。

目的、代理戦の戦い方、ハイブリッド戦やサイバー戦といった新たな戦い方との関係、各主体の戦略といった側面が注目されるようになってきているという。Vladimir Rauta, “Framers, founders, and reformers: three generations of proxy war research,” *Contemporary Security Policy*, 42(1), 2021, pp.113-134. コゼラ（Cyprian Aleksander Kozera）ワルシャワ大学「アイデンティティ、対話、安全保障」学際研究センター研究員らは、2020年の論考において、ウクライナの状況はドイツの定義したような古典的な代理戦争には当てはまらないとして、ウクライナ対ロシア及びその代理という構図であるととらえており、ロシアによる「ハイブリッド戦」として代理の使用がなされていると考えている。Cyprian Aleksander Kozera et al., “Game of proxies- towards a new model of warfare: experiences from the CAR, Libya, Mali, Syria, and Ukraine,” *Security and Defence Quarterly*, 31(4), 2020, p.83. <https://securityanddefence.pl/pdf-131787-61111?filename=Game%20of%20Proxies%20_%20Towards.pdf> ヒューズ（Geraint Hughes）ロンドン大学キングス・カレッジ准教授は、ドンバスにおける DPR と LPR [原文では DNR と LNR] をロシアの代理ということはできても、2022年2月24日のウクライナへの全面侵攻以降のウクライナ対ロシアという国家間の武力紛争には代理戦の図式は当てはまらないとする。また、NATO（北大西洋条約機構）諸国によるウクライナへの支援については、支援が本格化したのはロシアの全面侵攻開始の後のことであると指摘しつつ、国際連合憲章第51条に基づき自衛権を行使してロシアの侵略に抵抗しているウクライナに対する支援ととらえる。Geraint Hughes, “Is the war in Ukraine a proxy conflict? The war on Ukraine explained: Hear from our experts,” 2022.10.12, King’s College London website <<https://www.kcl.ac.uk/is-the-war-in-ukraine-a-proxy-conflict>> 侵略の犠牲国への支援が肯定されうるとの考え方については、差し当たり、浅田正彦「ウクライナ戦争と国際法—政治的・軍事的側面を中心に—」浅田正彦、玉田大編著『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』東信堂, pp.14-15 参照。

「ハイブリッド戦」は、令和4年度防衛白書によれば「軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした手法」で「国籍を隠した不明部隊を用いた作戦、サイバー攻撃による通信・重要インフラの妨害、インターネットやメディアを通じた偽情報の流布などによる影響工作を複合的に用いた手法」であって、「外形上、「武力の行使」と明確には認定しがたい手段をとることにより、軍の初動対応を遅らせるなど相手方の対応を困難なものにするとともに、自国の関与を否定するねらいがあるとの指摘 [がある]」という。防衛省編『令和4年版 日本の防衛—防衛白書—』2022, p.1. フリドマン（Ofer Fridman）ロンドン大学キングス・カレッジ上級講師は、ロシアの軍事理論では、ハイブリッド戦の主目的として、相手方の内部崩壊につながるようなイデオロギーや情報、財政、政治、経済に係る手法を用いて社会文化的な構造を解体するという側面が強調され、インターネット上の情報戦（information warfare）が重視されていたといい、ハイブリッド戦の立脚する考え方は、傀儡（かいらい）政権を樹立することで臨時の権力を配し、軍事的能力、警備組織のシステム、経済を破壊することであるとのロシアの専門家による見解を紹介している。また、こうしたハイブリッド戦の概念はロシアの軍幹部の間ではよく知られている一方でロシア軍のドクトリン（教義）等の公式な形では採用されていないとも指摘する。Ofer Fridman, *Russian ‘hybrid warfare’: resurgence and politicisation*, London: Hurst & Co., 2022, pp.91-98. 小泉悠『現代ロシアの軍事戦略』筑摩書房, 2021, pp.73-91も参照。情報戦については、本報告書第I部第2章「ロシアによるウクライナ侵略をめぐる「情報戦」」を参照。

- (5) Niklas Karlén et al., “Forum: conflict delegation in civil wars,” *International Studies Review*, 23(4), 2021.12, pp.2048-2078. ほかに、後掲注(76)も参照。Sponsor と proxy の相互関係については、いわゆるプリンシパル・エージェント関係とみて、sponsor を principal、proxy を agent とすることもある。こうした議論については差し当たり、Vladimir Rauta, “‘Proxy War’: a reconceptualisation,” *Civil Wars*, 23(1), 2021, p.12 参照。
- (6) 非国際的武力紛争。元来は領域国の政府とそれに敵対する反乱団体（反徒）との争いである内戦（内乱）を指すと考えられてきたが、1949年ジュネーブ条約共通第3条、1977年ジュネーブ条約第二追加議定書前文の「国際的性質を有しない武力紛争」の定義はなされていなかった。旧ユーゴスラヴィア国際法廷（International Criminal Tribunal for former Yugoslavia: ICTY）は、一国内における政府当局と組織された武装集団との間又はそのような集団相互の間の長期化した武力による暴力があれば非国際的武力紛争は常に存在すると定義し、紛争の烈度と紛争当事者の組織性を構成要件とした。この烈度は、国内の騒乱や緊張と比べて閾値（いきち）が高いものとされる。黒崎将広ほか『防衛実務国際法』弘文堂, 2021, pp.282-288; 松山沙織「旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所による非国際的武力紛争の定義とその意義（1）タジツチ基準にみる烈度要件と組織性要件」『阪大法学』65(3), 2015.9, p.863. <<https://doi.org/10.18910/75443>>

1 国家責任法の観点から

まず、国家責任法の観点からみると、国家責任条文⁽⁷⁾第8条は「人又は人の集団の行為は、当該人又は人の集団が、当該行為を行うに際して、事実上国の指示に基づき、又は国による指揮若しくは統制の下で行動していた場合には、国際法上当該国の行為とみなされる」と定める⁽⁸⁾。これは、私人が事実上の国家機関として行動する場合について定めたもので、国際司法裁判所（International Court of Justice: ICJ）が1986年のいわゆるニカラグア事件本案判決で示した実効的支配（effective control）基準⁽⁹⁾に沿ったものである。ICJは、非国家主体に対する単なる資金提供、組織化、訓練及び一般的支援では、反政府勢力による国際人道法及び人権法違反という国際違法行為の責任を帰属させるには不十分であるとしていた。

一方で、旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷（International Criminal Tribunal for former Yugoslavia: ICTY）上訴裁判部は、1999年のタジッチ（Tadić）事件上訴審判決において、ICJの実効的支配基準を見直し、非国家主体を私人たる個人、組織されていない集団、組織された集団に区分し、前二者と国家との関係についてはICJの実効的支配基準が妥当するとしたが、組織された集団と国家との関係については全般的支配（overall control）という基準を導入した。つまり、組織された集団の行為が国家に帰属するか否かの判断には、全般的支配があれば足りるとし、資金提供、訓練、装備の供与、軍事行動の組織化、調整、計画を行うことが必要であるが、特定した指示、個別の作戦の指揮、攻撃目標の選定は必要ないと判示した⁽¹⁰⁾。ICJは、2007年のジェノサイド条約適用事件においてICTYの全般的支配の基準は武力紛争が国際的か否かを判断する基準としては妥当であっても、国家責任法の基準としては説得的でない⁽¹¹⁾と批判しつつ、国家責任条文第8条は慣習国際法であると再確認している⁽¹²⁾。

実効的支配基準と全般的支配基準との関係は今後なお争点となる可能性があるが、行為の国家への帰属についてはICJの実効的支配の基準、武力紛争を国際的武力紛争と判断するにはICTYの全般的支配の基準を当てはめるという理解も可能であり⁽¹³⁾、後述する第3の論点（I-3）に関連するものでもある。代理戦は秘密裏に、また間接的に行われることから、代理関係を探る手がかりとするにはICJの実効的支配基準は狭すぎるとも評されるが⁽¹⁴⁾、ハウター（Jakob Hauter）ロンドン大学スラブ・東欧学部研究員は2019年の論考において、2014年当時のウクライナ東部ドンバス地方の状況について、ロシアの役割についてさらなる調査が必要としつつ、

(7) 国家責任条文は、国の義務を定める規則（第一次規則）に国が違反したときの法的結果に関する規則（第二次規則）について定めるもので、2001年に国際連合国際法委員会により採択され国連総会は留意する旨の決議を行った。形式的には条約ではなく法的拘束力を有しないが、多くの規定は慣習国際法の内容を反映しているとされる。岩沢雄司『国際法 第2版』東京大学出版会、2023、p.547。

(8) UNDoc. A/RES/56/83, Annex: Responsibility of States for internationally wrongful acts. <<https://undocs.org/A/RES/56/83>> 日本語訳は植木俊哉・中谷和弘編集代表『国際条約集 2023』有斐閣、2023、p.109による。

(9) “Military and paramilitary activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. US) (Merits, Judgement),” *ICJ Reports 1986*, paras.109, 115. <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/70/070-19860627-JUD-01-00-EN.pdf>>

(10) International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY), Prosecutor v. Tadić, IT-94-1-A, Judgement, 1999.7.15, paras.131, 137, 145. <<https://www.icty.org/x/cases/tadic/acjug/en/tad-aj990715e.pdf>>

(11) “Case concerning application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Judgment,” *ICJ Reports 2007*, paras.403-406. <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/91/091-20070226-JUD-01-00-EN.pdf>>

(12) *ibid.*, paras.398, 401, 406.

(13) 浅田正彦「非国家主体の行為の国家への帰属—包括的帰属関係と個別的帰属関係をめぐって—」『国際法外交雑誌』111(2), 2012.8, p.21; Kubo Mačák, *Internationalized armed conflicts in international law*. Oxford: Oxford University Press, 2018, pp.44-47.

(14) Daphné Richemond-Barak, “International law and proxy wars: a critical assessment,” Assaf Moghadam et al., eds., *Routledge handbook of proxy wars*, London and New York: Routledge, 2024, p.88.

実効的支配の基準を当てはめるならば、分離主義者の民兵は自律的な反乱勢力ではなく事実上のロシアの国家機関とみるべきだと述べている⁽¹⁵⁾。この見解は、こうした代理による国際違法行為についてロシアに国家責任を生じせしめ、同時に、代理の行為が武力行使を伴う場合には、それがロシアに帰属し、ロシアによる武力行使を意味する可能性を示すものであろう。

2 武力行使禁止原則 (jus ad bellum/ jus contra bellum)、不干渉原則との関係

国際連合憲章第2条第4項は武力の行使を一般的に禁止した。この武力行使禁止原則は、国際連合総会決議「友好関係原則宣言」(1970年)⁽¹⁶⁾や「侵略の定義に関する決議」(1974年)⁽¹⁷⁾等を通じて確認され、ICJの1986年のニカラグア事件判決によって慣習国際法であるとされている。代理との関係で注目すべきは、友好関係原則宣言第1原則第8項が「いずれの国も、他国の領域に侵入するために、傭兵を含む不正規軍又は武装集団を組織し又は組織を奨励することを慎む義務を負う」、同第9項が「いずれの国も、他国において内戦行為又はテロリズム行為を組織し、教唆し、援助し若しくはそれに参加すること(中略)について、これらの行為が武力による威嚇又は武力の行使を伴う場合には慎む義務を負う」としているところ、ニカラグア事件判決は反乱団体に対する支援が間接的な武力行使に相当し得るとしている⁽¹⁸⁾。しかし代理戦の手法の中でも、例えば資金提供のように武力行使と判断される閾値(いきち)を超えないと判断されるものがある⁽¹⁹⁾、代理戦は代理と支援者との関係を明らかにせずに行われるところ、代理の行為が武力の行使に相当する重大なものであっても、その帰属を考える場合には前述のより厳格な「実効的支配」の基準が適用されることになり、代理の行動を掣肘(せいちゅう)するには不十分との見解もある⁽²⁰⁾。

国が他国の国内事項に干渉できないとする不干渉原則は、武力行使禁止原則とは別個の概念であるが⁽²¹⁾、代理との関係では、武力行使を伴う干渉、あるいは伴わない干渉が問題になり得る。友好関係原則宣言第3原則第1項は「いかなる国又は国の集団も、理由のいかんを問わず、直接又は間接に、他国の国内又は対外の事項に干渉する権利を有しない」として干渉を禁じており⁽²²⁾、ICJは反乱団体への資金提供は干渉に当たるとしてきている⁽²³⁾。ロシアがDPRやLPRに対して援助を与えてきたことはウクライナに対する干渉であり違法であるとの指摘があり⁽²⁴⁾、

(15) Jakob Hauter, “Delegated interstate war: introducing an addition to armed conflict typologies,” *Journal of Strategic Security*, 12(4), 2019, p.100.

(16) 「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」 UNDoc. A/RES/2625 (XXV). <<https://digitallibrary.un.org/record/202170>>

(17) 「侵略の定義に関する決議」 UNDoc. A/RES/3314(XXIX). <<https://digitallibrary.un.org/record/190983>>

(18) *ICJ reports 1986, op.cit.*(9), para.228; Claus Kreß, “The ICJ and the ‘principle of non-use of force’,” Marc Weller, ed., *The Oxford handbook of the use of force in international law*, Oxford: Oxford University Press, 2015, p.574; Christian Henderson, *The use of force and international law*, 2nd ed., Cambridge: Cambridge University Press, 2023, pp.102-103.

(19) Richemond-Barak, *op.cit.*(14), p.89.

(20) *ibid.*, pp.89-90. 2014年のロシアによるLPR及びDPRへの支援は、国連憲章第2条第4項の禁じる武力の行使に相当するものであったとの指摘もある。Marco Roscini, “Russia has not breached the jus contra bellum in 2022; it did in 2014,” *Völkerrechtsblog*, 2022.3.7. <<https://voelkerrechtsblog.org/russia-has-not-breached-the-jus-contra-bellum-in-2022-it-did-in-2014/>>

(21) 岩沢 前掲注(7), p.165.

(22) Henderson, *op.cit.*(18), p.102.

(23) *ICJ reports 1986, op.cit.*(9), paras.202-205, 251; “Armed activities on the territory of Congo (Democratic Republic of Congo v. Uganda) Judgement,” *ICJ Reports 2005*, p.280. <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/116/116-20051219-JUD-01-00-EN.pdf>>; Philip Kunig, “Intervention, prohibition of,” Rüdiger Wolfrum, ed., *Max Planck encyclopedia of public international law*, vol.6, Oxford: Oxford University Press, 2012, p.295; 岩沢 前掲注(7), pp.684-685.

(24) René Värk, *Analysis: Russia’s legal arguments to justify its aggression against Ukraine*, Estonia: International centre for defence and security, 2022, p.4. <https://icds.ee/wp-content/uploads/dlm_uploads/2022/11/ICDS_Analysis_Russias_Legal_Arguments_to_Justify_its_Aggression_Against_Ukraine_Rene_Vark_November_2022.pdf>

またディンシュタイン (Yoram Dinstein) テルアビブ大学名誉教授は、非国際的武力紛争への違法な干渉はあくまでも自発的な志願者によって行われているとの主張によって隠されると述べて、ロシアによるウクライナ東部への関与を批判する⁽²⁵⁾。

ロシアと DPR、LPR との関係について jus ad bellum の観点からなされている議論の中心は、ロシアがウクライナへの全面侵攻に至る際にロシアが行った主張のうち、DPR と LPR の要請に基づく集団的自衛権の行使として正当化される旨の主張が妥当であるか否かというものである。集団的自衛権は、一国が他国を防衛する権利であり、その要件としては、武力攻撃⁽²⁶⁾の発生とその犠牲国の存在、犠牲国による要請（反徒による要請は認められない）⁽²⁷⁾が必要であり、集団的自衛権を行使する国は、必要性及び均衡性の要件に服する限りにおいて、武力行使禁止原則の例外として武力を行使し得ることになる⁽²⁸⁾。ロシアによる集団的自衛権の援用は正当化されないとする議論は、武力攻撃が存在していないことについて確認しつつ、DPR と LPR は独立国としての国家性 (statehood) を欠き、要請の主体たり得ないとして否定する⁽²⁹⁾。仮に「救済的分離」(remedial secession) の権利が国際法上認められるのだとしても⁽³⁰⁾、その前提条件となるとされる抑圧や植民地的支配⁽³¹⁾についてはロシアの主張するようなウクライナによるジェノサイドが実際に存在したとは考え難いため⁽³²⁾、DPR と LPR が救済的分離としてウクライナか

(25) Yoram Dinstein, *Non-international armed conflicts in international law*, 2nd ed., Cambridge: Cambridge University Press, 2021, p.111.

(26) 国際連合憲章第 51 条は「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と定める。ICJ はニカラグア事件において武力攻撃を最も重大な形態の武力行使であると見做し、武力攻撃に至らない武力行使又は武力による威嚇、国内又は対外事項に関する干渉となりうる例として、武器、兵站その他の提供による反徒への支援を挙げた。ICJ reports 1986, op.cit.(9), paras.191, 195.

(27) ICJ reports 1986, op.cit.(9), para.246; ICJ Reports 2005, op.cit.(23), paras.45-47; Olivier Corten, *The Law against war*, 2nd ed., Oxford: Hart, 2021, pp.256-257; Russel Buchan and Nicholas Tsagourias, *Regulating the use of force in international law: stability and change*, 2021, Cheltenham: Edward Elgar, p.107.

(28) Yoram Dinstein, *War, aggression and self-defence*, 6th ed., Cambridge: Cambridge University Press, 2017, pp.317-318.

(29) James A. Green et al., “Russia’s attack on Ukraine and the jus ad bellum,” *Journal on the use of force and international law*, 9(1), 2022, pp.17-18. グリーン (James A. Green) 西イングランド大学ブリストル校教授らは、(ロシア自身は主張していないが) 正統政府の要請に基づく介入 (intervention by invitation) として正当化されるかについても検討し、DPR と LPR が国家性を欠くことから要請の主体たりえない (ICJ Reports 1986, op.cit.(9), para.246) として否定している。Green et al., *ibid.*, p.22. 同様の議論として、Olivier Corten and Vaios Koutroulis, “The 2022 Russian intervention in Ukraine: what is its impact on the interpretation of jus contra bellum?” *Leiden Journal of International Law*, 36(4), 2023, pp.997-1022. この論考において、コルタン (Olivier Corten) ブリュッセル自由大学教授とクトルリス (Vaios Koutroulis) 同教授は、ソビエト連邦がハンガリーへの干渉 (1956 年)、チェコスロヴァキアへの干渉 (1968 年) の正当化を図ったことと同様の性質をロシアの主張に見出している。

(30) 救済的分離は、政府が人民全体を代表していない国の人民は分離権をもつという主張で、友好関係原則宣言第 5 原則第 7 項が「人民全体を代表する政府を有するに至った主権独立国家の領土保全」を害してはならないとするものの反対解釈であるが、国際法上確立しているか明らかではない。岩沢 前掲注(7), p.135. ICJ は、2010 年の国際司法裁判所コソボ独立宣言の国際法上の合法性に関する事件 (勧告的意見) において、救済的分離の権利の存在について異なった見方があると述べる。“Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo (advisory opinion),” ICJ Reports 2010, p.403, para.82. <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/141/141-20100722-ADV-01-00-EN.pdf>> なおこの事件に際して、ロシアはコソボの独立に反対する旨の陳述書を ICJ に提出していた (Written statement of Russian Federation, 2009.4.16. <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/141/15628.pdf>>).

(31) Supreme Court of Canada, Reference Re Secession of Québec, 2 SCR 217, 1998.8.20, paras.112, 126. <<https://scc-csc.lexum.com/scc-csc/scc-csc/en/item/1643/index.do>>

(32) Green et al., *op.cit.*(29), pp.25-26; Júlia Miklasová, “Russia’s recognition of the DPR and LPR as illegal acts under international law,” *Völkerrechtsblog*, 2022.2.24. <<https://voelkerrechtsblog.org/russias-recognition-of-the-dpr-and-lpr-as-illegal-acts-under-international-law>> のちに国際司法裁判所も、暫定措置を命じる決定においてジェノサイドが行われた証拠はロシアにより示されていない旨述べている。“Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Provisional Measures, Order of 16

ら独立したものと認められないという³³⁾。2022年2月21日にロシアによりDPRとLPRの「承認」が行われたが、グテーレス（António Guterres）国連事務総長は、ウクライナの領土的一体性と主権を侵害し国際連合憲章の諸原則に違反するものとして非難する声明を出しており³⁴⁾、国連総会は、前述の3月2日の決議³⁵⁾においてロシアの2022年2月21日の決定はウクライナの領土的一体性と主権の侵害であり、即時かつ無条件で撤回することを要求していることから³⁶⁾、そもそも、DPRとLPRのウクライナからの独立が国際社会の認めるところとなったかは疑問であろうし、また、ロシアによる承認が尚早の承認（premature recognition）となればウクライナに対する内政干渉に当たりうることになる³⁷⁾。

3 武力紛争法（jus in bello、国際人道法）の観点から

戦闘の方法や手段を規制し犠牲者を保護することを目的とする武力紛争法（国際人道法）と代理戦との関係は、武力紛争の定義の問題として「国際化された内戦」³⁸⁾が問題となる³⁹⁾。前述のICTY 上訴裁判部タジッチ事件判決は、内戦のいずれかの参加者が他国のために行動すれば内戦は国際化するのであり、他国が参加者に全般的支配を及ぼすのであれば、参加者は他国のために行動するといえるとした⁴⁰⁾。シヴァクマラン（Sandesh Sivakumaran）ケンブリッジ大学教授は、非国際的武力紛争に外部の軍隊が直接介入すれば国際的武力紛争に関する法に服するとして、介入した国と紛争の生じている領域国との間の国際的武力紛争となる可能性を指摘しつつ⁴¹⁾、外部の国が武装集団を支配下におくことによって紛争が国際的武力紛争となるとも述べる⁴²⁾。その上で、国家責任法における帰属の問題と同様、実効的支配と全般的支配という基準の違いがあることを認める一方で、武装集団が外国の代理として行動していると判断するに当たって、これらの基準が挙げる指標は妥当であるとしている。この指標には、外国による

March 2022,” *ICJ Reports 2022*, p.211, para.59. <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/182/182-20220316-ord-01-00-en.pdf>> 国際連合人権高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights: OHCHR）によると、[ロシアによる全面侵攻開始前の]犠牲者は大規模な地上戦の行われた2014年と2015年に集中している。OHCHR, “Conflict-related civilian casualties in Ukraine,” 2022.1.27, p.3. <https://ukraine.un.org/sites/default/files/2022-02/Conflict-related%20civilian%20casualties%20as%20of%2031%20December%202021%20%28rev%2027%20January%202022%29%20corr%20EN_0.pdf>

33) Sofia Cavandoli and Gary Wilson, “Distorting fundamental norms of international law to resurrect the Soviet Union: the international law context of Russia’s invasion of Ukraine,” *Netherlands International Law Review*, 69(3), 2022.12, p.392; Green et al., *op.cit.*(29), pp.17-18; 山田哲也「国際法からみた一方的分離独立と「併合」—ウクライナ東部・南部4州の法的地位—」『国際問題』710号, 2022.12, p.6; Pietro Pustorino, “Self-determination of Ukrainian People and Russian Aggression,” *Revue Européenne du Droit*, war issue 5[5(1)], 2023.1. <<https://geopolitique.eu/en/articles/self-determination-of-ukrainian-people-and-russian-aggression>>; Värk, *op.cit.*(24).

34) “Secretary-General Says Russian Federation’s Recognition of ‘Independent’ Donetsk, Luhansk Violate Ukraine’s Sovereignty, Territorial Integrity,” SG/SM/21153, 2022.2.23. United Nations website <<https://press.un.org/en/2022/sgsm21153.doc.htm>>

35) 前掲注(3)参照。

36) UN Doc. A/RES/ES-11/1, *op.cit.*(3), paras.5-6.

37) Jochen Frowein, “Recognition,” Rüdiger Wolfrum, ed., *Max Planck encyclopedia of public international law*, vol.8, Oxford: Oxford University Press, 2012, p.657; 山田 前掲注(33), p.6; 岩沢 前掲注(7), pp.135-136.

38) 浅田正彦編著『国際法 第5版』東信堂, 2022, p.511; 黒崎ほか 前掲注(6), pp.290-291.

39) Richemond-Barak, *op.cit.*(14), p.90; Shane R. Reeves and David Wallace, “The Combatant status of the ‘Little Green Men’ and other participants in the Ukraine Conflict,” *International Law Studies*, Vol.91, 2015, pp.399-400. <<https://digital-commons.usnwc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1321&context=ils>>

40) ICTY, *op.cit.*(10), paras.84, 145; 岩沢 前掲注(7), pp.739-740.

41) Sandesh Sivakumaran, *The law of non-international armed conflict*, Oxford: Oxford University Press, 2012, pp.222-223.

42) *ibid.*, p.225. ほかに、Emily Crawford and Alison Pert, *International humanitarian law*, 2nd ed., Cambridge: Cambridge University Press, 2020, pp.77-80.

武装集団の創設、外国軍隊から武装集団への将校の異動、個人の武装集団内の高位の職位への外国による任命、部隊の分担、資金供与、武装集団の構成員への外国による賃金の支払、外国と武装集団の間での軍事的な目標や戦略の共有、同一の組織構造や階級、外国による武装集団への命令、監督又は指揮、決定の調整、当該国への武装集団の依存といったものがある⁽⁴³⁾。

ハインシュ（Robert Heinsch）ライデン大学教授は2015年の論考において、一見した限りにおいては（prima facie）ロシアの正規軍が能動的に関与していないのだとしても、ロシアが武装勢力の側に立って関与することによりウクライナ東部における敵対行為が国際化した武力紛争に転じた可能性を指摘し、いわゆる代理戦の概念に相当するものとみていた⁽⁴⁴⁾。ハウターは2019年の論考において、反乱団体に対する外国による支援と支配が存在する内戦を国際化した内戦であるとカテゴライズし、ロシアが全面侵攻を開始するまでのドンバスにおける紛争は国際化された内戦であるとの見解を示している⁽⁴⁵⁾。

ジュネーヴ国際人道法及び人権法アカデミーは、全般的支配基準を援用しつつ、ロシアによる支配の程度については結論づけられずにいたとしながら、2014年から2022年までロシアとウクライナの間には国際的武力紛争が、ウクライナ東部においては非国際的武力紛争が併存していたところ、2022年のロシアによるウクライナへの全面侵攻をもってロシアが分離主義者をロシアの全般的支配の下に置いたことにより、非国際的武力紛争が単一の国際的武力紛争に転換したとしている⁽⁴⁶⁾。

ある事態に武力紛争法が適用されるか否かは、事態が生じた後の紛争の当事者の実際の立場や敵対行動の性質によって決まる事実問題であり、国際裁判では裁判所の管轄権行使や適用法規について判断する際に事態がどのような法的性格を有するか分類されることになるが、それは事態が鎮静化した後のことになろう⁽⁴⁷⁾。しかし、ある国がその代理への全般的支配を通じて他国での武力紛争に関与したことが明らかとなれば、代理戦のもつ「もっともらしい否認」という政治的な意味での利点（Ⅲ-1において後述）は失われるかもしれない。

Ⅱ オランダ国内裁判所及び欧州人権裁判所による司法判断

1 主な経緯

ウクライナ東部ドンバス地方においてDPR、LPRがどのようにして立ち現われるに至ったか、ロシアとどのような関係にあるのかについて興味深い事実を示しているのは、欧州人権条約⁽⁴⁸⁾の違反を理由とする訴えについて審理する欧州人権裁判所（European Court of Human Rights: ECtHR）による2022年11月30日の決定である。この決定は、ウクライナとオランダがマレーシア航空機撃墜等に関してロシアによる欧州人権条約違反であるとして提起した訴え

(43) Sivakumaran, *ibid.*, pp.227-228.

(44) Robert Heinsch, “Conflict classification in Ukraine: the return of the ‘Proxy War’?” *International Law Studies*, Vol.91, 2015, pp.340-342. <<https://digital-commons.usnwc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1264&context=ils>>

(45) Hauter, *op.cit.*(15), pp.95-97.

(46) Geneva Academy of International Humanitarian Law and Human Rights, “International armed conflict in Ukraine,” 2023.7.7, Rulac website <<https://www.rulac.org/browse/conflicts/international-armed-conflict-in-ukraine#collapse1accord>> 国際的武力紛争と非国際的武力紛争の併存について、Dinstein, *op.cit.*(25), pp.71-72, 116.

(47) Crawford and Pert, *op.cit.*(42), p.69.

(48) 「人権及び基本的自由の保護のための条約」 *United Nations Treaty Series*, Vol.213, 222. 日本語訳は浅田正彦編集代表『ベーシック条約集 2023』東信堂, 2023, pp.265-266による。

の受理可能性について判断を示したものである。

この決定の中で欧州人権裁判所は、DPR 及び LPR について以下のように事実認定している（数字はパラグラフ番号を示す）⁽⁴⁹⁾。

51. 2014年4月7日、ドネツクの分離主義者が「ドネツク人民共和国」（「DPR」）独立を宣言する。
52. 2014年4月12日、ロシア国籍のギルキン（Igor Girkin）の率いる武装した男性の集団がドネツク地方スロヴィヤンスク市の公共施設を占拠する。
53. 2014年4月14日、分離主義武装集団に支配されている領域への支配を再確立するため、ウクライナ政府は「対テロリスト作戦」（ATO）を開始し、ウクライナ軍部隊を志願兵大隊の支援を受けて展開する。一方でウクライナ近隣の国境地帯に配置されるロシア軍部隊が増加する。
54. 2014年4月17日、ウクライナ、EU、米国及びロシアの代表による交渉を経て、ウクライナに関する共同ジュネーヴ声明（the Joint Geneva Statement on Ukraine）が発出される。全ての当事者はいかなる暴力、威嚇又は挑発行為をも慎み、全ての不法な武装集団は武装解除され、不法に占拠された建物は正当な所有者に返還され、ウクライナの都市において不法に占拠された街路、広場及び他の公共の場は明け渡されなければならないと合意された。
55. 2014年4月20日までにスロヴィヤンスク市全域が武装集団の支配下におかれる。
56. 2014年4月27日、「ルハンスク人民共和国」（「LPR」）の独立がルハンスク市で宣言される。4月29日、ルハンスク州地方行政政府が襲撃され分離主義者に占拠される。
58. 5月初め、ルハンスク地方にコズィツィン（Nikolay Kozitsyn）の率いるコサック戦闘員が到着し、コサック集団が西部を、コズィツィン指揮下の2名（Aleksey Mozgovoy, Pavel Dryomov）が率いる集団が南部を占拠する。
59. 2014年5月11日、いわゆる「独立レファレンダム」が分離主義者の支配下にあるドネツク及びルハンスク地方の一部で行われる。DPR と LPR は、独立支持が多数を占め、主権国家であり新しい「政府」を組織すると宣言する。
60. 2014年5月16日頃、DPR の「最高評議会」がロシア国籍のボロダイ（Alexander Borodai）を政府首班に、ギルキンを「安全保障評議会」の長及び「国防大臣」とする。LPR でもボロトフ（Valery Bolotov）が「大統領」、プロトニツキー（Igor Plotnitsky）が「国防大臣」、ニキティン（Vassily Nikitin）が「首相」に就任する。
61. 2014年5月24日、DPR 及び LPR の指導者が新しいロシア（Novorossiya）人民共和国連合の設立に関する共同宣言に署名する。
63. 数週間にわたりドンバスの治安状況が大幅に悪化。武装集団による誘拐、恣意的な拘禁、即決裁判による処刑、拷問、虐待、略奪の激化が報告される。
64. 2014年6月6日、ドイツ、フランス、ウクライナ及びロシアの「ノルマンディ・フォーマット」による外交努力により、ウクライナ東部における状況の平和的解決のためにウクライナ、ロシア及び欧州安全保障協力機構（OSCE）の上級代表から成る三者コンタクト・グループが設けられ第1回会合が6月8日に開かれる。

(49) European Court of Human Rights, Grand Chamber, Case of Ukraine and the Netherlands v. Russia (Applications nos. 8019/16, 43800/14 and 28525/20), Decision, 2022.11.30. <<https://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-222889>>

66. 2014年7月5日、分離主義者がスロヴィヤンスク及び近隣の町からドネツクに撤退。
67. 7月初め、バシロフ (Marat Bashirov) がLPRの「首相」に任命される。
68. 7月中旬頃から、ドネツク地方南部で、占拠した地域を確保しDPRとロシア国境をつなぐ通路となっている地域を支配下に収めようとする分離主義者により激しい戦闘が生じる。
69. 2014年7月17日、アムステルダム発クアラルンプール行きマレーシア航空MH17便がドネツク地方のスニジネ (Snizhne) 近くで撃墜される。搭乗していた文民の乗員乗客298名全員が犠牲となり、うち196名がオランダ国籍であった。
70. 2014年7月31日、ベラルーシのミンスクにおいて、DPR及びLPRの代表が非公式に参加して三者コンタクト・グループによる和平交渉が開始される。
72. 8月初め、ボロダイとギルキンがDPR政府から退く。LPRでも指導者が交代する。
73. 8月初め、ウクライナがドネツク南東のイロヴァイスク (Ilovaisk) を回復する作戦を開始したが、8月27日までにウクライナ部隊は武装集団に包囲され、29日には撤退を強いられ、その多くが撤退中に殺傷され、又は身柄を拘束された。
74. 2014年9月5日、ウクライナ、ロシア、OSCE、DPR及びLPRの代表がミンスク議定書に署名する。
76. 2014年9月、DPRとLPRの武装集団が合併される。
78. 2015年1月、ドネツク空港周辺で敵対行為が増加し、2月、デバルツェヴェ (Debaltseve) 周辺で激しい戦闘が始まる。
79. 2015年2月11日及び12日の和平交渉の結果ミンスク第二議定書が採択され、2月15日からの停戦の発効、安全地帯の設置、ウクライナ領域からの外国の軍部隊、傭兵及び武器の撤収等を定めた。
89. 2022年2月21日、ロシア連邦議会国家院 (Duma) がDPR及びLPRを独立国家として承認する議案を通過させていたところロシア大統領の承認を得る。
90. 2022年2月24日、ロシア大統領がウクライナにおける「特別軍事作戦」の開始を宣言する。

こうした経緯の中で生じたマレーシア航空機撃墜事件をめぐってなされた二つの司法判断は、ロシアがウクライナに対する全面攻撃を開始するまでの間、DPRとLPRとロシアとの関係はいかなるものであったかについて探る上で重要である。

2 オランダ デンハーグ地方裁判所によるマレーシア航空機撃墜事件に関する判決

2022年11月7日、オランダのデンハーグ地方裁判所は、2014年6月17日にアムステルダム発クアラルンプール行きマレーシア航空MH17便をブーク (Buk) -TELAR地対空ミサイルシステムを使用して撃墜し乗員乗客298名を殺害したとして起訴された4名のうち3名について、終身刑と犠牲者の遺族に対する補償金1600万ユーロの支払いを命じる判決を下した⁵⁰。同裁判所は、DPRの指導者とクレムリンの間で日常的にやり取りが交わされ、ロシア軍の構

⁵⁰ Rechtbank Den Haag, ECLI:NL:RBDHA:2022:12219, 2022.11.17. <<https://uitspraken.rechtspraak.nl/details?id=ECLI:NL:RBDHA:2022:12219>> 解説として、Lachezar Yanev, “The MH17 Judgment: An Interesting Take on the Nature of the Armed Conflict in Eastern Ukraine,” *EJIL:talk!*, 2022.12.7. <<https://www.ejiltalk.org/the-mh17-judgment-an-interesting-take-on-the-nature-of-the-armed-conflict-in-eastern-ukraine/>>

成員が地対空ミサイルシステムの操作に当たっていたとして DPR がロシアの全般的支配の下にあったと認定した。また裁判所は、2014年5月からロシアはウクライナ東部での紛争に関与しており、撃墜事件が国際的武力紛争の文脈で生じたこと、しかしロシアが関与を一貫して否定し DPR がロシア軍の一部を構成することも否認していたことから、ジュネーヴ条約第一追加議定書⁵¹⁾第43条（第1項）を援用し、被告らは妥当な軍事目標に対して致命的な力を使用するという合法的な戦闘員の特権を享受できないとして、オランダ刑法によるオランダの裁判管轄に服するものとした⁵²⁾。少なくとも事件の生じた2014年7月17日までに、ロシアは DPR に対し、資金を供給し、訓練を施し、装備を供与し、作戦上の支援を与え、DPR の軍事行動の組織化、調整及び計画を行ったとした⁵³⁾。

3 欧州人権裁判所によるウクライナ及びオランダ対ロシアの受理可能性に関する決定

欧州人権裁判所は、2022年11月30日、ドンバスにおける文民や民用物に対する攻撃などの人権侵害、子どもの連れ去り、マレーシア航空機撃墜事件に関するウクライナ及びオランダがロシアに対して提起した訴え（8019/16, 43800/14 及び 28525/20）について、欧州人権条約第1条「締約国は、その管轄内にあるすべての者に対し、この条約の第1節に定義する権利および自由を保障する」（*ratione loci*. 場所的管轄）に照らしてロシアがウクライナ東部に実効的支配を及ぼしていると判断し⁵⁴⁾、受理可能であると決定した。決定の中で、欧州人権裁判所は次のように述べる。2014年5月11日の「レファレンダム」までの間、分離主義者による活動は全体としてロシアにより管理され調整されていた。「レファレンダム」に続く主要な武装集団の様々な異なる指導者たちの任命はロシアの承認に服しており、多くの不正規武装集団が単一の「分離主義者による施政」へと推移する重要な一段階となった⁵⁵⁾。東部ウクライナにおけるロシア軍の存在と、分離主義者（*separatist entities*）に対する軍事的、政治的及び経済的支援の結果、分離主義者の支配下にある地域に決定的な影響力とコントロールを及ぼしたことにより、これらの地域は2014年5月11日以降ロシアの実効的支配の下にあった⁵⁶⁾。

4 評価

デンハーグ地方裁判所判決は国際人道法の適用と個人の刑事責任について、また、欧州人権裁判所の決定は DPR が欧州人権条約第1条にいう締約国（ロシア）の管轄下にあったかについて、それぞれの観点から扱ったものであるが⁵⁷⁾、これらの二つの司法判断に共通するのは、ICTY が示した全般的支配という基準に依拠し、ロシアが DPR を全般的支配の下に置いていた

51) 「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（平成16年条約第12号）

52) *Rechtbank Den Haag, op.cit.*(50), 4.4.3.1. 国際人道法の適用の開始における関係諸国の意図という主観的要素の重要性について、浅田正彦「国際法における「武力紛争」の概念—国際的武力紛争における武力紛争法適用の敷居をめぐって—」松田竹男ほか編集代表『現代国際法の思想と構造 II（環境、海洋、刑事、紛争、展望）』東信堂、2012, p.309; Marco Sassòli, *International humanitarian law: rules, controversies, and solutions to problems arising in warfare*, Cheltenham: Edward Elgar, 2019, p.176. また、黒崎ほか 前掲注(6), p.269 における議論も参照。

53) *Rechtbank Den Haag, op.cit.*(50), 4.4.3.1.3.

54) ECtHR, *op.cit.*(49), para.576 et seq.

55) *ibid.*, para.693.

56) *ibid.*, para.695.

57) Joëlle Trampert, “Possible implications of the Dutch MH17 judgment for the Netherlands’ inter-state case before the ECtHR,” *EJIL:Talk!*, 2022.12.12. <<https://www.ejiltalk.org/possible-implications-of-the-dutch-mh17-judgment-for-the-netherlands-inter-state-case-before-the-ecthr/>>

と認定していることである。

この全般的支配基準は、ICJの実効的支配基準との関係が問題となりうる（前述I-1）。欧州人権裁判所の判例は、国家責任法上の責任の帰属について扱ったものではなく欧州人権条約の締約国が特定の地域について管轄権を行使しているか否かについて判断してきたとするならば⁵⁸⁾、2022年11月30日の決定においても、欧州人権裁判所はDPRによる国際違法行為の責任の帰属について直接判断したものではないと言えよう。なお、こと欧州人権条約については、欧州人権裁判所の判例を通じて、全般的支配が特別法（*lex specialis*）として国家責任の帰属を決める基準となっているとの見解もある⁵⁹⁾。

こうした観点の他に、デンハーグ地方裁判所判決は、正規軍と非正規軍を組み合わせで戦われるというハイブリッド戦（*hybrid warfare*）の国際人道法上の位置づけについて明らかにしたとも評される⁶⁰⁾。

Ⅲ 国際政治学による議論

国際政治学の分野では近年、武力紛争における代理の存在が注目されつつあり、ドンバスにおけるロシアの代理について論じたものも見受けられるようになってきている。こうした議論では、DPRとLPRに加えて、ロシアに由来する民間軍事会社をドンバス地方におけるロシアの代理であったとみている。

1 DPRとLPRの位置づけ

例えば、軍事史家としても知られるフリードマン（Lawrence Freedman）ロンドン大学キングス・カレッジ名誉教授は、DPR及びLPRをロシアの利益を代理する存在とみている⁶¹⁾。グロー（Tyrone L. Groh）エンブリー・リドル航空大学教授は、代理戦を標的となる国家における政治的な問題に間接的に影響を与えるため政治的に動機づけられた現地の主体による武力の行使を指示することと定義した上で⁶²⁾、ロシアがウクライナ東部における代理戦に訴えている旨を指摘している⁶³⁾。

ガレオッティ（Mark Galeotti）ロンドン大学名誉教授によれば、ドンバスにおける反政府勢力の大部分はロシアの代理であり、現地の民兵（犯罪組織の構成員でありながら公的な地位を付与された場合がある）、志願兵、ウクライナ政府軍からの脱走兵、コサック、傭兵⁶⁴⁾らから成り、その多くはロシアの情報機関によって生み出されたものであったという⁶⁵⁾。

⁵⁸⁾ Antonio Cassese, “The Nicaragua and Tadić tests revisited in light of the ICJ judgment on genocide in Bosnia,” *European Journal of International Law*, 18(4), 2007, p.658, n.17.

⁵⁹⁾ Marko Milanovic, “Special rules of attribution of conduct in international law,” *International Law Studies*, Vol.96, 2020, p.343. <<https://digital-commons.usnwc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2926&context=ils>>

⁶⁰⁾ Marieke de Hoon, “Dutch court, in life sentences: Russia had ‘Overall Control’ of forces in eastern Ukraine downing of flight MH17,” *Just Security*, 2022.12.19. <<https://www.justsecurity.org/84456/dutch-court-in-life-sentences-russia-had-overall-control-of-forces-in-eastern-ukraine-downing-of-flight-mh17/>> ハイブリッド戦については前掲注(4)を参照。

⁶¹⁾ Lawrence Freedman, *The future of war: a history*, New York: PublicAffairs, 2017, p.225.

⁶²⁾ Tyrone L. Groh, *Proxy war: the least bad option*, Stanford: Stanford University Press, 2019, p.29.

⁶³⁾ *ibid.*, p.211.

⁶⁴⁾ 傭兵の国際法上の定義は、ジュネーヴ条約第一追加議定書第47条第2項を参照。傭兵は戦闘員資格及び捕虜資格を有しないが（同議定書第47条第1項）、慣習国際法上、裁判を経なければ処罰されないとされる。Holger P. Hestermeyer, “Mercenaries,” Rüdiger Wolfrum, ed., *Max Planck encyclopedia of public international law*, vol.7, Oxford: Oxford University Press, 2012, p.93. ガレオッティは、ロシアの民間軍事会社を傭兵としての性質を持つものとみている。後掲注(82)も参照。

⁶⁵⁾ Mark Galeotti, *Armies of Russia's war in Ukraine*, Oxford and New York: Osprey Publishing, 2019, pp.19-31.

ラウタ (Vladimir Rauta) レディング大学講師は、ハイブリッド戦における非国家主体 (non-state actor) を分類し、国家との関係が間接的 (indirect) であり、権限を委ねられている (delegatory) 非国家主体であって「正規軍ではないが、自らを紛争の外に置きつつ紛争の戦略的帰結を変えようと望む国のために又はその国に代わって戦うもの」を代理勢力 (proxy forces) と呼び、DPR や LPR の民兵をその例としている⁽⁶⁶⁾。

「はじめに」で述べたように、代理戦の定義を試みたマムフォードは、それを紛争の戦略的帰結に影響を与えようとする紛争の第三者による間接的な関与とした⁽⁶⁷⁾。こうした見解に立つ論者は、ロシアの戦略的な目標について、ウクライナ国内にロシアにコントロールされた存在を作り出すことによってウクライナの政治を操作することであったとみる⁽⁶⁸⁾。また、ウクライナをいわば連邦化し、中央政府を相対的に小さな存在とする一方でドンバスを連邦内で拒否権を有する存在にすることを狙っていたとして⁽⁶⁹⁾、その手段として、コストが低く、ロシアの関与を否認することを容易なものとする、代理を通じた支援をロシアは選択したという⁽⁷⁰⁾。この「否認」とは、「もっともらしい否認」(plausible deniability) とも言われるもので、マムフォードによれば、代理を通じた戦いに従事するのは、紛争への直接介入に伴うリスクを避けるために、関与の対象を隠し非難をかわす機会を作り出すというシナリオが選択されることによるのだという⁽⁷¹⁾。

フリードマンが「ウクライナ全土をロシアの影響圏下におくという根本的な目的があったにも関わらず、2022年2月22日にウクライナ侵略を命じたときに分離主義者の脆弱な立場を口実とした」⁽⁷²⁾と述べているのは、ロシアにとっての DPR や LPR の戦略的な位置づけを総体としてよく言い表しているものと言えよう。

2 民間軍事会社の位置づけ

民間軍事会社は、武力紛争中又は武力紛争後に、伝統的には国の軍隊に関連付けられてきた業務を担う会社をいい、その機能には兵器システムの維持管理、情報収集、訓練及び助言の提供、軍の要員や財産の警護のほか、戦闘に関する機能も含まれる⁽⁷³⁾。

マムフォードは、代理戦において民間軍事会社がその主体となる可能性を指摘していた⁽⁷⁴⁾。

(66) Vladimir Rauta, “Towards a typology of non-state actors in ‘hybrid warfare’; proxy, auxiliary, surrogate and affiliated forces,” *Cambridge Review of International Affairs*, 33(6), 2020, p.875.

(67) Mumford, *op.cit.*(4), p.1.

(68) Andrew S. Bowen, “Coercive diplomacy and the Donbas: explaining Russian strategy in eastern Ukraine,” *Journal of Strategic Studies*, 42(2), 2017.12, pp.313-314; Vladimir Rauta, “Proxy agents, auxiliary forces, and sovereign defection: assessing the outcomes of using non-state actors in civil conflicts,” *Southeast European and Black Sea Studies*, 16(1), 2016, p.99.

(69) Andrew Wilson, *The Ukrainians: the story of how a people became a nation*, new ed., New Haven and London: Yale University Press, 2022, p.359; Anna Arutunyan, *Hybrid warriors: proxies, freelancers and Moscow’s struggle for Ukraine*, London: Hurst & Co., 2022, p.196; マーク・ガレオッティ (竹内規矩夫訳) 『プーチンの戦争—チェチェンからウクライナへ—』ホビージャパン, 2023, p.275 (原書名: Mark Galeotti, *Putin’s Wars: from Chechnya to Ukraine*. Oxford: Osprey Publishing, 2022.); 保坂三四郎『諜報国家ロシア—ソ連 KGB からプーチンの FSB 体制まで—』中央公論新社, 2023, p.234.

(70) Andrew S. Bowen, “Proxy wars in the post-Soviet space,” Moghadam et al. eds., *op.cit.*(14), p.380.

(71) Mumford, *op.cit.*(4), p.42.

(72) Lawrence Freedman, *Command: the politics of military operations from Korea to Ukraine*, Oxford: Oxford University Press, 2022, p.366.

(73) Chia Lehnardt, “Private military companies,” Wolfrum, ed., *op.cit.*(37), p.467.

(74) Mumford, *op.cit.*(4), pp.80-86. なおマムフォードは、他にサイバー戦も問題になりうると論じていた。 *ibid.*, pp.86-90. 2014年から2015年にかけてウクライナに対してロシアの proxy とされるハッカー集団によってなされたサ

ヒューズ（Geraint Hughes）ロンドン大学キングス・カレッジ准教授は、代理を外部の権力（パワー）から直接支援を受ける非国家の準軍事集団であると定義した上で、テロリスト、反乱集団、民兵（軍閥の私兵、部族の組織、政治組織の武装部門等）、傭兵集団又は民間軍事会社、組織化された犯罪ネットワークをも含むとし、代理と支援者との間には、イデオロギー、宗教文化、民族主義的な紐帯（ちゅうたい）が存在することもあるが、その関係は主として打算的なものであると述べ⁽⁷⁵⁾、民間軍事会社は代理となり得ると指摘する。

ドンバスにおける民間軍事会社についてラウタは、国家との関係が直接的（direct）で権限を委ねられている非国家主体であって「正規軍の非公式な一部であり、自らを紛争の外に置きつつ紛争の戦略的帰結を変えようと望む国のために又はその国に代わって戦うもの」を提携勢力（affiliated forces）と呼び、ロシアの民間軍事会社であるワグネル・グループなどを例示している⁽⁷⁶⁾。2014年4月以降、ドンバスにおいてロシアの民間軍事会社が活動していることが明らかにされており、戦闘任務のほか、DPR、LPRの民兵の訓練や高度な兵器システムの操作、諜報活動、オンライン影響工作（プロパガンダや偽情報の流布）等に従事したとされている⁽⁷⁷⁾。例えば2015年1月から2月にかけてデバルツェヴェで大規模な戦闘が行われた際、ワグネル・グループの構成員が戦闘に参加したという⁽⁷⁸⁾。2014年8月のイロヴァイスクでの戦闘と2015年1月から2月のデバルツェヴェでの戦闘にはロシアの正規軍が関与していたことは後に明らかになっているが⁽⁷⁹⁾、民間軍事会社はロシア側が正規軍を使用することが望ましくない場合に用いられたという⁽⁸⁰⁾。

こうしたロシアによる民間軍事会社の利用は、オステンセン（Åse Gilje Østensen）ノルウェー海軍アカデミー准教授とブックヴォル（Tor Bukkvoll）ノルウェー国防研究所上級研究員によれば、民間軍事会社の持つ次のような能力によるという。それは「戦闘する国家の代理」（war-fighting state proxy）としての能力、つまり戦力を増大させ、ロシア兵の存在を隠蔽し、戦場においては他の代理勢力と協同するというものである。また、ロシアへの責任の帰属を明らかにせず政治的目的を実現する「グレーゾーンにおける工作人員」としての能力であるともいう⁽⁸¹⁾。

イバー行動（cyber operation）について、モラー（Tim Maurer）カーネギー国際平和財団上級フェローは、ロシアによる proxy の利用は「もっともらしい否認」を行う可能性を高めるものであったと評する。Tim Maurer, *Cyber mercenaries: the state, hackers, and power*, Cambridge: Cambridge University Press, 2018, pp.99-100.

(75) Geraint Hughes, *My enemy's enemy: proxy warfare in international politics*, Eastbourne: Sussex Academic Press, 2014, pp.11-12.

(76) Rauta, *op.cit.*(66) ラウタは、直接的又は間接的な関係が何を指すかについては詳述していない。ヒューズは、直接の支援関係として、資金、訓練、武器及び装備の供与、支援者の領域を避難所として使用させること、proxyの勢力を増大させるための軍事要員や部隊の派遣を含むとしている。Hughes, *ibid.*, p.12. 1945年から2010年までに生じた反乱への国家の支援に関するサン・アクチャ（Belgin San-Akca）コチ大学准教授の研究では、直接的な支援として、安全な避難場所、武器、訓練キャンプ、軍隊、資金、兵站支援、間接的な支援として、政治的支持、平和的なプロパガンダ、資金の募集、通商活動、武器の輸送が挙げられている。Belgin San-Akca, *States in disguise: causes of state support for rebel groups*, Oxford: Oxford University Press, 2016, p.8.

(77) Sergey Sukhankin, “Unleashing the PMCs and Irregulars in Ukraine: Crimea and Donbas,” *Jamestown Foundation*, 2019.9.3. <<https://jamestown.org/program/unleashing-the-pmc-and-irregulars-in-ukraine-crimea-and-donbas/>>; Seth G. Jones et al., *Russia's corporate soldiers: the global expansion of Russia's private military companies*, Lanham: Rowman and Littlefield, 2021, pp.28-30.

(78) Randy Noorman, “The Battle of Debaltseve: a hybrid army in a classic battle of encirclement,” *Small Wars Journal*, 2020.7.17. <<https://smallwarsjournal.com/jrnl/art/battle-debaltseve-hybrid-army-classic-battle-encirclement>>

(79) e.g., Franklin Holcomb, *The Kremlin's irregular army: Ukrainian separatist order of battle*, 2017.9. The Institute of Study of War website <https://www.understandingwar.org/sites/default/files/ISW%20Separatist%20ORBAT%20Holcomb%202017_Final.pdf>; Galeotti, *op.cit.*(65), pp.17-19, 31; Amos C. Fox, “The donbas in flames: an operational level analysis of Russia's 2014-2015 donbas campaign,” *Small Wars & Insurgencies*, 2022, pp.1-32; 小泉 前掲注(4), 2021, pp.130-133; 保坂 前掲注(69), p.244.

(80) Åse Gilje Østensen and Tor Bukkvoll, “Private military companies: Russian great power politics on the cheap?” *Small Wars & Insurgencies*, 33(1-2), 2022, p.138.

もっとも、民間軍事会社はロシア国内では違法な存在であると解されてきた。民間警備会社（private security companies: PSCs）は1992年以降合法化されロシア国内外で警備業務に従事することができるようになっていたが⁸²⁾、傭兵は1996年ロシア刑法典第359条により禁止されており、武装組織の創設はロシア連邦憲法第13条第5項により禁止されているためである。その一方でプーチン（Vladimir Putin）大統領は、2018年9月にロシアの被雇用者ではないが対外諜報活動に協力する者に関する情報を機密扱いとする旨の大統領令を発し、その目的はワグネル・グループに関する報道を封じることにあつたと解されている⁸³⁾。マーテン（Kimberly Marten）コロンビア大学バーナードカレッジ教授によれば、ロシアが民間軍事会社の活動を合法化せず可能ならしめてきた理由は、民間軍事会社を非正規戦の手段として用いることにより正規軍を構成する徴集兵に犠牲者が生じることを避けるという国内政治上の理由に加え、国としては民間軍事会社の存在を法的に認めていないということにより、民間軍事会社を通じたロシアの影響力拡大について「もっともらしい否認」を可能とするという、代理を通じた戦いの利点ゆえのことであつたという⁸⁴⁾。

おわりに

本稿では、2014年から2022年のロシアによる全面侵攻までのドンバス地方におけるDPR、LPR、民間軍事会社をロシアの代理とする見解について、国際法上の議論とオランダの国内裁判所及び欧州人権裁判所による司法判断、国際政治学における議論の流れを追った。国際法上、ロシアによるDPRやLPRへの資金供与や武器、訓練の提供等はロシアによるウクライナへの干渉となり不干渉原則に違反し得ることが指摘される。また、ロシアがDPRやLPRをその「全般的支配」の下に置き、ロシアがウクライナに全面侵攻するよりも前から武力紛争がすでに国際化していたことが伺われる。国際政治学では、DPR、LPR、民間軍事会社はロシアの代理としての役割を持ち、ロシアによるウクライナへの関与について「もっともらしい否認」を可能とする存在であり、ロシアによるウクライナに対する影響力行使の手段であつたとみられている。

（ひやま ちふゆ）

(81) *ibid.*, p.134.

(82) Åse Gilje Østensen and Tor Bukkvoll, “Russian use of private military and security companies: the implications for European and Norwegian security,” *FFI-report*, no.18/01300, 2018, p.14. <<https://www.ffi.no/en/publications-archive/russian-use-of-private-military-and-security-companies-the-implications-for-european-and-norwegian-security>> ロンドン（Candace Rondeaux）アリゾナ州立大学教授は、武力紛争という状況の下で、兵站や武装して作戦上の支援や軍事的助言を担う組織を民間軍事警備契約者（PMSCs）と呼び、ロシアの代理となるワグネル・グループ等の組織はこのカテゴリーに属するとする。Candace Rondeaux, “Decoding the Wagner group,” Peter Bergen et al., eds., *Understanding the new proxy wars: battlegrounds and strategies reshaping the greater Middle East*, London: Hurst and Co., 2022, pp.241-242. またロンドンでは、こうしたPMSCsを私的利益の獲得を主な目的とする傭兵とは区別しているが、「傭兵型」とする理解もある。Mark Galeotti, *Russian political war*, London and New York: Routledge, 2020, p.77; 小野圭司『いま本気で考えるための日本の防衛問題入門』河出書房新社, 2023, pp.156-160.

(83) Kimberly Marten, “Russia’s use of semi-state security forces: the case of the Wagner Group,” *Post-Soviet Affairs*, 35(3), 2019, pp.184-185. ロンドンとスターマン（David Sterman）ニュー・アメリカ財団上級政策アナリストは、現代の代理戦は、国家の憲法秩序の外に置かれる通常又は不正規の戦力による支援とするのが最もよい定義である、とする。Candace Rondeaux and David Sterman, “Twenty-first century proxy warfare: confronting strategic innovation in a multipolar world,” 2019.2.20, New America website <<https://www.newamerica.org/future-security/reports/twenty-first-century-proxy-warfare-confronting-strategic-innovation-multipolar-world/>>

(84) *ibid.*, pp.187, 198; Jones et al., *op.cit.*(77), p.18.